

長野市老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領で、「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指す。

2 この要領で、介護老人福祉施設とは法で規定する特別養護老人ホームのことを指す。(法第20条の5)

(対象者等)

第3 措置の対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する被保険者で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者とする。

2 前項の「著しく困難な者」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本人が家族等の虐待を受けている者
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない者
- (3) その他市長又は福祉事務所長(以下「市長等」という。)がやむを得ない事由と認めた場合の者

(措置の内容)

第4 市長等は、第3に規定する者で、在宅生活を継続する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする(以下「在宅措置」という。)

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を供与すること。(法第10条の4第1項第1号)
- (2) 介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を供与すること。(法第10条の4第1項第2号)
- (3) 介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を供与すること。(法第10条の4第1項第3号)
- (4) 介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を供与すること。(法第10条の4第1項第4号)
- (5) 介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症

対応型共同生活介護を供与すること。(法第10条の4第1項第5号)

2 市長等は、第3に規定する者で、施設入所が必要な者に対し、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所させる措置を行うものとする(法第11条第1項第2号。以下「入所措置という。」)。

3 上記在宅措置、入所措置を採るほか、必要に応じて、日常生活の便宜を図るための用具を給付し、若しくは貸与し、又はこれを給付し、貸与する事を委託する措置を採るものとする。(法第10条の4第2項)

(入所措置の基準)

第5 上記第4第2項の規定により、老人を入所措置させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が、介護保険法第27条に基づく要介護認定において要介護状態に該当し、かつ、入院加療を要する病態でない場合に行うものとする。

(措置の決定)

第6 市長等は、第3に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

2 市長等は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

3 市長等は、第3に規定する者で、第1項の実態調査及び前項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

(1) 当該者の意思と尊厳

(2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境

(3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 市長等は、前項の決定を行った場合は、措置決定通知書(様式第1号)により当該者に通知する。

5 市長等は、措置を決定したときは、できるだけ早い時期に措置を開始するものとする。

6 市長等は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

(長野市ケア会議の意見聴取)

第7 市長等は、第4第2項に規定する入所措置を決定する場合、上記第6に加え、長野市ケア会議の意見を聴くものとする。

2 急を要する場合は、職権により措置の決定を行うことができる。この場

合事後に長野市ケア会議の意見を聴取するものとする。

- 3 前項の規定により、長野市ケア会議による事後の意見聴取を実施した結果、入所措置に不適合との判断に至った場合には、判断に至った日をもって措置を廃止するものとする。

(事業の委託)

第8 市長等は、必要に応じ、法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者又は老人福祉施設の設置者(以下「事業者」という。)に第4に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

- 2 市長等は、前項によりサービスを提供することを委託する場合は、措置委託通知書(様式第2号)により、委託しようとする事業者に対し通知するものとする。

- 3 市長等は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により当該事業者に措置を受託させるものとする。

(費用の支弁)

第9 市長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、又は介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。

- 2 第4第2項の規定による措置(特別養護老人ホームへの入所措置)に要する費用には、第1項の費用のほか、食費及び居住費が含まれる。

(費用の請求)

第10 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

(費用の徴収)

第11 市長は、第9の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。ただし、被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合には、費用の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると市長が認めた場合

(措置の変更)

第12 市長等は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認め

られるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

2 市長等は、措置を変更したときは、措置決定通知書及び措置委託通知書により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(措置の解除)

第13 市長等は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を解除するものとする。

(1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

(2) 民法で定める成年後見制度に基づき、本人を代理する成年後見人、保佐人、補助人が選任され、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

(3) その他市長等が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険法に基づく介護サービスの利用が可能になったと認めた場合

2 市長等は、措置を解除したときは、措置決定通知書及び措置委託通知書により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(成年後見制度の活用)

第14 市長等は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなどして、当該措置に係る者が成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から適用する。